

愛知民報

週刊

2021年
2月14日
第2525号

発行所 愛知民報社

〒460-0007 名古屋市中区新栄三丁目12番25号
愛知あかつき会館内
☎(052) 251-2925 F A X(052) 261-6063
定価 月 400円 郵送料 168円 1部 100円
毎週日曜日発行(第5日曜日は休刊)
1966年7月31日第三種郵便物認可

団体名	調査署名数 (A)	有効と認められるもの	有効と認められないもの (B)	割合 (B/A)	団体名	調査署名数 (A)	有効と認められるもの	有効と認められないもの (B)	割合 (B/A)
千種区	10,388	1,779	8,609	82.87	新城市	3,369	471	2,898	86.02
東区	6,922	1,476	5,446	78.68	東海市	7,889	1,232	6,657	84.38
北区	7,964	1,870	6,094	76.52	大府市	5,080	900	4,180	82.28
西区	10,149	1,890	8,259	81.38	知多市	5,577	813	4,764	85.42
中村区	7,249	1,487	5,762	79.49	知立市				
中区	5,401	1,469	3,932	72.80	尾張旭市	6,201	1,133	5,068	81.73
昭和区	8,620	1,903	6,717	77.92	高浜市	3,682	249	3,433	93.24
瑞穂区	7,549	1,503	6,046	80.09	岩倉市	3,114	315	2,799	89.88
熱田区	3,482	1,018	2,464	70.76	豊明市	8,479	2,832	5,647	66.60
中川区	18,411	1,567	16,844	91.49	日進市	2,854	1,086	1,768	61.95
港区	10,948	1,119	9,829	89.78	田原市	5,096	1,494	3,602	70.68
南区	10,766	1,488	9,278	86.18	愛西市	3,301	446	2,855	86.49
守山区	14,162	1,585	12,577	88.81	清須市	728	573	155	21.29
緑区	15,981	2,994	12,987	81.27	北名古屋市	4,927	837	4,090	83.01
名東区	13,169	2,078	11,091	84.22	弥富市	3,618	278	3,340	92.32
天白区	8,466	1,755	6,711	79.27	みよし市	2,899	615	2,284	78.79
豊橋市					あま市	4,092	718	3,374	82.45
岡崎市					長久手市	1,905	676	1,229	64.51
一宮市	22,875	4,283	18,592	81.28	東郷町	3,369	597	2,772	82.28
瀬戸市	11,037	1,664	9,373	84.92	豊山町				
半田市	15,050	1,360	13,690	90.96	大口町	538	148	390	72.49
春日井市	25,354	4,237	21,117	83.29	扶桑町	2,056	179	1,877	91.29
豊川市	13,140	1,697	11,443	87.09	大治町	1,965	164	1,801	91.65
津島市	3,482	632	2,850	81.85	蟹江町	2,512	282	2,230	88.77
碧南市	5,916	581	5,335	90.18	飛島村	56	55	1	1.79
刈谷市	9,741	1,022	8,719	89.51	阿久比町	482	213	269	55.81
豊田市	24,029	2,312	21,717	90.38	東浦町	760	500	260	34.21
安城市	12,487	1,431	11,056	88.54	南知多町	106	91	15	14.15
西尾市	19,054	4,957	14,097	73.98	美浜町	649	207	442	68.10
蒲都市	1,299	692	607	46.73	武豊町	3,948	364	3,584	90.78
犬山市	5,494	500	4,994	90.90	幸田町	2,899	272	2,627	90.62
常滑市	5,810	805	5,005	86.14	設楽町	64	43	21	32.81
江南市	5,939	717	5,222	87.93	東栄町	22	20	2	9.09
小牧市	2,760	1,470	1,290	46.74	豊根村	3	3	0	0.00
稲沢市									

2月1日現在

区分	調査署名数 (A)	有効と認められるもの	有効と認められないもの (B)	割合 (B/A)
県計	435,334	73,147	362,187	83.20
名古屋市計	159,627	26,981	132,646	83.10
その他市計	256,278	43,028	213,250	83.21
町村計	19,429	3,138	16,291	83.85

国際芸術祭 知事リコール

「選管に提出した署名の8割が無効」——組織的な大量偽造の疑いが濃厚です。運動をおおった河村たかし名古屋市長の政治責任が問われています。

知事の解職請求

【地方自治法】地方自治法第81条は、有権者による地方公共団体の首長の解職請求制度を規定している。解職請求には有権者の3分の1以上の署名が必要。県知事の場合、収集期間は2カ月以内。請求代表者が、収集署名を県選挙管理委員会に提出する【署名収集】署名は、選挙人名簿に登録されている有権者の自署で押印が必要。署名日、署名者の生年月日も書く。署名収集ができるのは、選挙人名簿に記載されている代表者かその受任者【住民投票】有効署名が必要数以上あれば、解職請求が成立する。住民投票を実施し、過半数の賛成があれば解職が決まる【無効署名】▷選挙人名簿に登録されていない者の署名▷自署でない署名▷押印のない署名▷署名収集の権限のない者が収集した署名など。

市区町村別調査結果

愛知県 選挙管理委員会発表

直接署名 大量偽造

日本共産党愛知県委 声明発表

直接民主主義 破壊



日本共産党愛知県委 声明発表
 日本共産党愛知県委は3日名古屋市役所で、大村知事解職請求(リコール)署名の県選管の調査結果についての声明を発表しました。会見には、石山淳一書記長、田口一登名古屋市長、江上博之同幹事長が出席しました(写真)。全文を紹介します。

高須克弥氏が代表となつてとりくまれた大村知事のリコールを求める署名について、愛知県選挙管理委員会が調査の結果を発表しました。

直接請求権は憲法95条と地方自治法に定められた住民の権利です。今回の高須氏を中心としたリコール運動は、この直接請求権を不正に利用したものであり、住民の権利を貶(おとし)め、直接民主主義をだいたいにしたものと云わざるを得ません。法で定められたルールを踏み違(ちが)うだけでも自分たちの主張をおしつけようとする姿勢の表れであり、民主主義への冒涇(ぼうけい)です。

この運動の応援者として高須氏とともに街頭宣伝に参加して署名をよびかけた河村たかし名古屋市長も、その責任を免れません。河村市長は、記者団の取材に「僕も被害者」と言い放つたことに多くの市民が唖然(おどろ)としました。市長自らが積極的

によびかけた署名活動で不正が明らかになれば、その責任を感じて市民に謝罪をするのが、市長として当然とすべき態度です。それを「僕も被害者」と言うことで責任を免れようとするのは、詭弁(ぎべん)以外の何ものでもありません。

コロナ禍のなか河村市長がやるべきは、市民の命と暮らしを守るために、県と力を合わせPCRの社会的検査の実施や医療体制の確保、くらしと生業への補償などを行うことでした。しかし、河村市長は、知事との対立を煽り、リコール署名運動にのめり込むことで、感染拡大を収束させる積極的な手立てを怠りました。この河村市長の態度が、市民の命と暮らしをおびやかす結果になっていることは明らかです。歴史を改ざんし「表現の自由」を踏みにじる運動に賛同したこともふくめて、河村市長に市長としての資格はまったくありません。

日本共産党は、4月に行われる名古屋市長選挙で、広範な市民野党とともに河村市長を退陣に追い込み、市民の命と暮らし、民主主義が守られる名古屋市政へと転換するために全力を尽くします。